

## 東京都議会情報公開推進委員会規程

平成 11 年東京都議会議長告示第 1 号  
平成 28 年東京都議会議長告示第 3 号改正  
令和 8 年東京都議会議長告示第 2 号改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都議会情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 4 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、東京都議会情報公開推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 推進委員会は、議長の求めに応じて、東京都議会（以下「都議会」という。）の積極的な情報の公表及び提供、会議の公開、公文書の開示等都議会の総合的な情報公開の推進施策を検討し、及び公文書の開示に当たっての調査を行い、意見を述べるものとする。

2 推進委員会は、前項に定めるもののほか、議長の求めに応じて、個人情報 の適正な取扱いに関する事項を検討し、及び保有個人情報の開示等に当たっての調査を行い、意見を述べるものとする。

(委員)

第 3 条 条例第 24 条第 3 項による推進委員会の委員の指名については、議会運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

(委員長 の職務代行)

第 4 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(傍聴)

第 5 条 推進委員会の傍聴に関し必要な事項は、東京都議会委員会傍聴規則（昭和 49 年東京都議会規則第 2 号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則の規定中「委員会」とあるのは「推進委員会」と読み替えるものとする。

(記録)

第 6 条 推進委員会は、委員会速記録を作成する。

2 推進委員会の委員会速記録は、印刷し、これを公開する。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(委任)

第 7 条 その他この規程に定めのない事項については、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則（平成 28 年東京都議会議長告示第 3 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年東京都議会議長告示第 2 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。